

議案第101号

教育情報利用パソコン、充電保管庫及び電源アダプタの取得について（
大阪市立滝川小学校ほか217校分）

全児童のICTを活用した学習を支援するため、次の機器を買い入れる。

- | | | | | |
|---|--------|---|------------|---------|
| 1 | 物 | 件 | 教育情報利用パソコン | 17,938台 |
| | | | 充電保管庫 | 537台 |
| | | | 電源アダプタ | 17,938個 |
| 2 | 契約の相手方 | 大阪市淀川区宮原3丁目4番30号ニッセイ新大阪ビル
S k y 株式会社 | | |
| 3 | 契約金額 | 669,680,000円 | | |
| 4 | 納入期限 | 令和4年12月23日 | | |
- 令和4年5月13日提出

大阪市長 松井 一郎

説 明

教育情報利用パソコン、充電保管庫及び電源アダプタを買い入れるため、大阪市財産条例第2条の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪市財産条例（抄）

（議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法という。）第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。